

全国こども政策主管課長会議

令和6年3月

こども家庭庁成育局成育環境課

児童手当管理室

I . 児童手当について

1. 児童手当の抜本的拡充について.....	3
(1)児童手当の抜本的拡充の概要について.....	4
(2)児童手当制度改正実施円滑化事業について.....	6
(3)システム標準仕様書の改定について.....	7
2. 離婚協議中の者に係る児童手当等の認定について.....	9
3. 公務員の児童手当申請漏れ防止に係る留意事項について.....	12

I . 児童手当について

1. 児童手当の抜本的拡充について

1 事業の目的等

<児童手当等交付金> 令和6年度予算案 1兆5,246億円 (1兆2,199億円) ※()内は前年度当初予算額

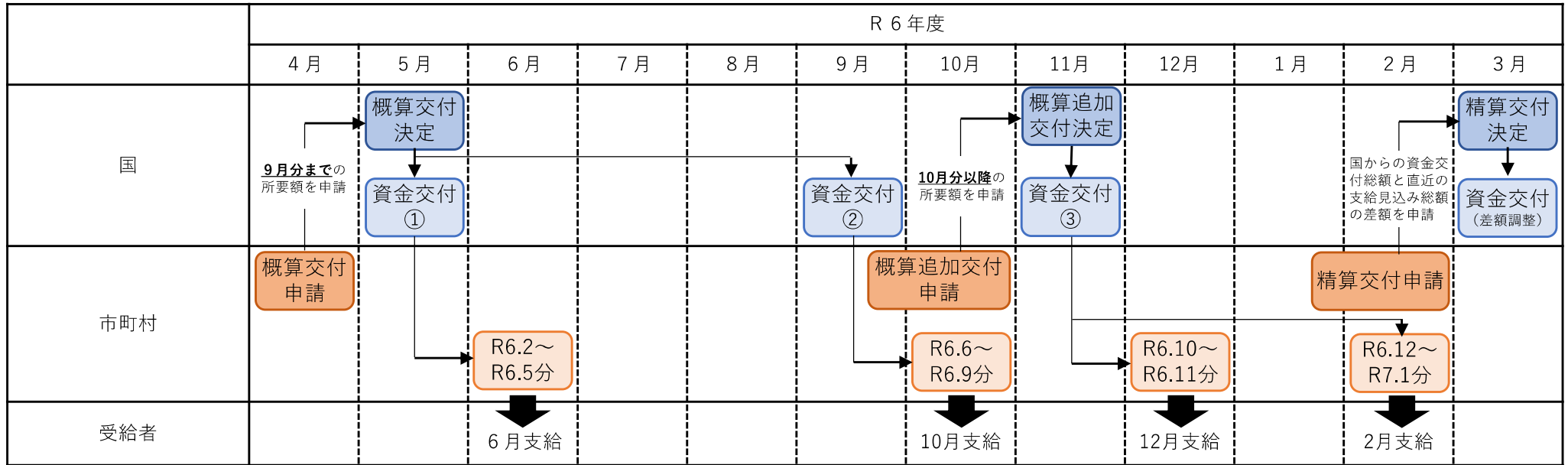
- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
 - 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、児童手当の抜本的拡充（①～④）を令和6年10月から実施することとし、これらの抜本的拡充のための「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」を令和6年通常国会に提出した。
 - ①所得制限の撤廃
 - ②高校生年代までの支給期間の延長
 - ③多子加算について第3子以降3万円とする（※）
 - ④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする
- ※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

2 事業の概要・スキーム

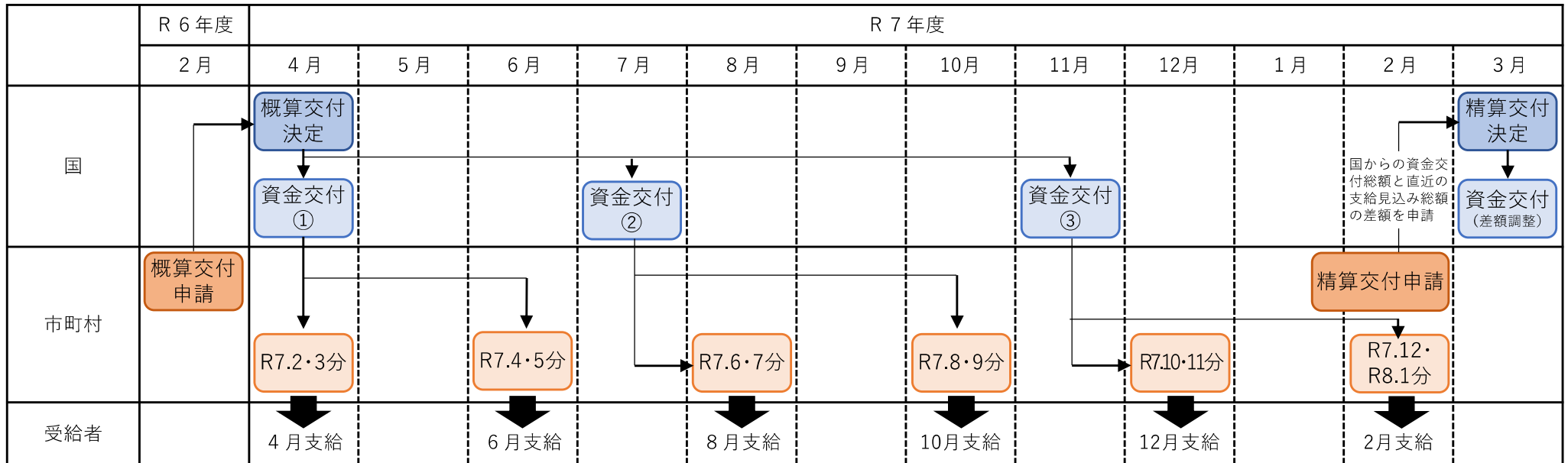
	拡充前（令和6年9月分まで）	拡充後（令和6年10月分以降） ※法案の内容																																																														
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代まで の国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)																																																														
所得制限	所得限度額：960万円未満（年収ベース、夫婦と子ども2人） ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし																																																														
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 一律：15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 中学生 一律：10,000円 所得制限以上 一律：5,000円（当分の間の特例給付） 	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円 																																																														
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 	同左																																																														
実施主体	市区町村（法定受託事務） ※公務員は所属庁で実施	同左																																																														
支払期月	3回（2月、6月、10月）（各前月までの4カ月分を支払）	6回（偶数月） （各前月までの2カ月分を支払）																																																														
費用負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)</td> <td>7/15</td> <td>16/45</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)</td> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table>		被用者		非被用者		公務員	事業主	国	国	地方	3歳未満 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)	7/15	16/45	2/3	1/3	所属庁 10/10			2/3	1/3	3歳以降 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)			2/3	1/3	所属庁 10/10			2/3	1/3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>支援納付金(※)</th> <th>事業主</th> <th>支援納付金</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>3/5</td> <td>2/5</td> <td>3/5</td> <td>4/15</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2/15</td> </tr> <tr> <td>3歳以降</td> <td>1/3</td> <td></td> <td>1/3</td> <td>4/9</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2/9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※子ども・子育て支援金制度の創設等に関する法案を令和6年通常国会に提出。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行。</p>		被用者		非被用者		公務員	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国	3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	所属庁 10/10					2/15	3歳以降	1/3		1/3	4/9	所属庁 10/10					2/9
	被用者		非被用者		公務員																																																											
	事業主	国	国	地方																																																												
3歳未満 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)	7/15	16/45	2/3	1/3	所属庁 10/10																																																											
			2/3	1/3																																																												
3歳以降 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)			2/3	1/3	所属庁 10/10																																																											
			2/3	1/3																																																												
	被用者		非被用者		公務員																																																											
	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国																																																												
3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	所属庁 10/10																																																											
				2/15																																																												
3歳以降	1/3		1/3	4/9	所属庁 10/10																																																											
				2/9																																																												

児童手当等交付金の執行スケジュール（法案が成立した場合のイメージ）

< R6年度 >



< R7年度 > ※概算追加交付申請は、自治体において概算交付決定額に不足が生じることが見込まれた場合に実施



1 事業の概要及び内容

○ 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づく、令和6年度の児童手当制度の見直しの円滑な実施に向けて、地方自治体が業務システムの改修等を行う場合に、当該取組みに要する臨時的な経費について奨励的な助成を行う。

● こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（児童手当部分のみ抜粋（一部改編））

Ⅲ－1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

（1）児童手当の抜本的拡充～全てのこどもの育ちを支える制度へ～

○ 児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校生年代まで延長する。

児童手当の多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする（※）。

これら、児童手当の抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、2024年10月から実施する。その際、児童手当の支払月を年3回から、隔月（偶数月）の年6回とする児童手当法（昭和46年法律第73号）の改正を併せて行い、拡充後の初回の支給を2024年12月とする。

（※）多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とし、自治体の事務負担に配慮した簡素な方法で確認することとする。

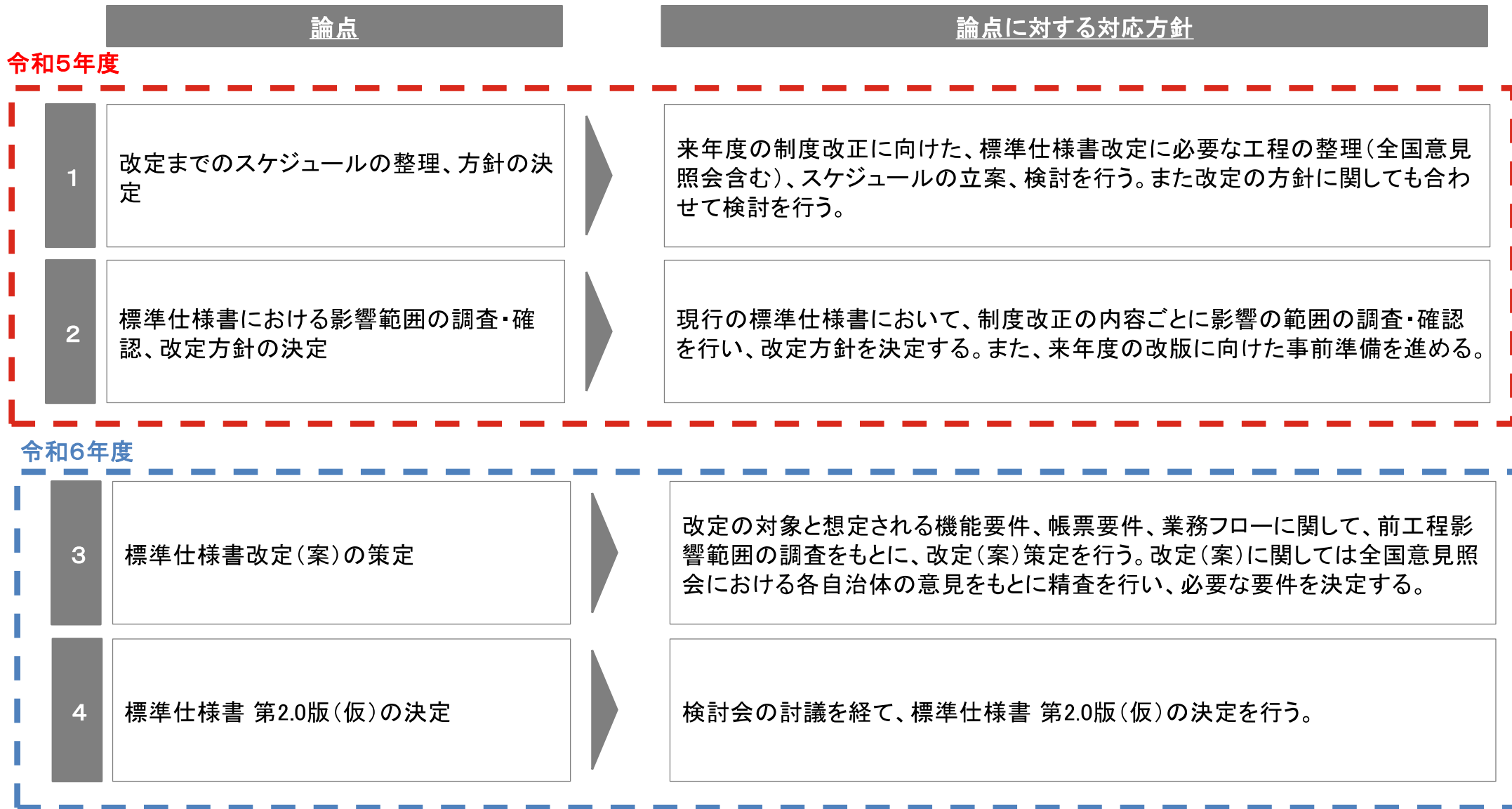
2 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【負担割合】 定額（国10/10相当）

児童手当システム標準仕様書の改定スケジュール（案）

- 児童手当の抜本的拡充の実施に伴い、令和6年8月を目途に児童手当システム標準仕様書の改定を予定しており、令和5年度中に、全体スケジュールや対応方針の検討、改定に向けた準備を行う。



2. 離婚協議中の者に係る児童手当等の 認定について

都道府県民生主管部（局）
児童手当主管課（部）御中

こども家庭庁成育局成育環境課
児童手当管理室

離婚協議中の者に係る児童手当等の認定について（周知）

児童手当及び特例給付（以下「児童手当等」という。）に係る事務につきまして、常日頃より御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

離婚を前提に別居している者等に係る児童手当について、「離婚を前提に別居しているが、子と別居している配偶者（受給者）から子と同居している者への受給者変更が認められない」旨の各種問い合わせや疑義が寄せられているところです。これまで各種の通知や「児童手当Q&A集（令和4年7月19日版）」（以下「Q&A集」という。）等において、離婚協議中等に係る児童手当等の認定基準の考え方を示してきましたが、今般、改めてその考え方を示しますので、事務処理に当たり参考にさせていただきようお願いします。

（今回お示しする内容のポイント）

- ・離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合においては、法第4条第4項（いわゆる同居優先）の規定を適用し、支給要件児童と同居している者を受給者として認定すること。
- ・離婚協議中である旨については、書類提出が難しい場合も実態把握に努め、同居優先の適用について判断すること。
- ・父母の別居については、住民票上だけで判断せず、実態把握に努め、同居優先の適用について判断すること。

各都道府県におかれましては、管内市区町村に御周知いただきますようお願いいたします。

記

【法第4条第4項（いわゆる同居優先）の適用の考え方について】

1 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第4条第4項（いわゆる同居優先）の適用を検討するに当たっては、以下の考え方を改めて確認されたい。

法第4条第4項（いわゆる同居優先）は、

①離婚し、又は離婚協議中である父母が

②別居しているような場合において、

適用されるものであり、この場合は、支給要件児童と同居している者を受給者として認定すること。

（①について）

離婚協議中である旨の確認は、実態を把握した上で総合的に判断すること。具体的には、

- ・ 公的機関や弁護士等により作成された書類によるほか、
- ・ 個々の事案を踏まえ、申請者の配偶者から離婚協議中である旨の申立書を提出させる方法や、市区町村から当該配偶者への口頭確認を行う方法などが考えられること。

※ 同居優先の適用に当たり、公的機関や弁護士等により作成された書類の提出がないことのみをもって適用しないと判断することは適切ではないことに留意すること。

（②について）

同居・別居の事実は、住民票上の同一世帯か否かにより判断することを原則としているが、実態上別居しており住民票上の扱いと整合していない場合には、法の趣旨を踏まえ、

- ・ その事実及び住民票を変更できないやむを得ない理由を記載させた申立書
- ・ 実際の居住地及び居住実態（申請者と児童が同居していることを含む。）を確認できる挙証資料等

を提出させ、その内容の真正性を市町村が判断できた場合には、申請者とその配偶者は別居しているものとして差し支えないこと。

したがって、住民票上、別居でないことのみをもって同居優先の適用をしないと判断することは適切ではなく、申請内容等をよく確認のうえ、申請者の置かれた状況の実態把握に努めた上で、同居優先の適用について判断すること。

【参考：同居優先によらず支給要件（監護・生計要件）を欠くものとして受給者変更を行うことができるケース】

2 法第4条第4項（いわゆる同居優先）は、ともに支給要件（監護・生計要件）を満たす父母が、別居している場合（当該父母の生計が同一でない場合に限る。）に適用されるものであるところ、父母のうち一方が、ギャンブル等の依存症、DV等の問題行為のために、家計や児童の養育についてかえりみるのが少なく、児童の監護や扶養責任についての熱意が疑われるような場合には、当該者は支給要件を欠くものとして、同居優先の適用によることなくその配偶者への受給者変更が可能であること。

3. 公務員の児童手当申請漏れ防止に係る留意事項について

都道府県民生主管部（局）
児童手当主管課（部）御中

こども家庭庁成育局成育環境課
児童手当管理室

公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理に係る留意事項について

児童手当に係る事務につきまして、常日頃より御尽力賜り厚く御礼申し上げます。本年度も下半期を迎えるに当たって、今後職員の異動等が行われることと思われまますので、公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理について、特に御留意いただきたい事項を、下記のとおり改めて周知いたします。

各都道府県担当者におかれては、下記の内容について御了知の上、職員管理・福利厚生部局等の、所属職員への児童手当支給事務を担当する部（局）に周知いただくとともに、貴管内市区町村に周知していただくようお願いいたします。

また、本事務連絡は、所属職員の児童手当の支給・認定等に係る事務を担当している者へ必ず周知されるよう御配慮願います。（例えば、各職員の支給・認定等の実務を都道府県職員管理・福利厚生部局ではなく、各部局等で行っている場合は、職員管理・福利厚生部局担当者から各部局の担当者にも必ず周知してください。）

なお、本事務連絡と同様の内容を都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会に対して連絡していることを申し添えます。

記

1. 児童手当の受給者である職員が退職又は所属庁を異にして異動する場合

公務員である児童手当の受給者が退職する場合や、異動により所属庁（市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条又は第 2 条に規定する職員にあっては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が変わる場合、改めて新たな申請先において児童手当の認定申請を行う必要があります。特に、職員が退職・出向等により公務員でなくなる^{*1}場合、申請先は所属庁から当該職員の住所地の市区町村となりますが、市区町村では当該職員が退職等により公務員でなくなったことを把握する機会がないため、児童手当の申請や届出に係る周知を行う機会がなく、申請漏れ等が発生する恐れがあります。

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から支給されるため、申請が遅れると、その期間分は不支給となります^{*2}。このため、児童手当受給者が退職等により公務員でなくなる場合や異動により所属庁が変更になる場合は、新たな申請先に対

して速やかに申請する必要がある旨を、退職等される受給者へお渡しする文書例（別添1）を活用するなどにより、受給者に対して確実に周知いただきますよう、改めてお願いいたします。

また、支給事由消滅通知書についても、異動日（退職日）以降（当日含む。）に遺漏なく発出いただきますようお願いいたします。

- ※1 民間企業に勤務する場合のほか、独立行政法人（特定独立行政法人を含む。）や国立大学法人等、子ども・子育て拠出金の納付義務を負う団体の職員になる場合も含みます。
- ※2 ただし、異動日（退職日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給がされます。

2. 住所地の市区町村から児童手当を受給している者を公務員として採用する場合

住所地の市区町村から児童手当を受給していた者が新たに公務員となる場合、新たに勤務する所属庁で申請を行い、児童手当を受給することとなります。一方、当該受給者から住所地の市区町村に対して受給事由消滅届が提出されない場合、住所地の市区町村では当該受給者が公務員となったことを把握できないため、住所地の市区町村及び所属庁からの二重支給が発生し、住所地の市区町村から当該受給者に対して返還請求がなされる可能性があります。

つきましては、所属庁から新たに公務員として採用した方に対して児童手当の申請を促していただきますようお願いいたします。当該職員がこれまで住所地の市区町村から児童手当を受給していた場合には、認定申請の受付後、速やかに、当該職員に対して、これまでの支給元である住所地の市区町村への受給事由消滅届の提出を促していただくとともに、当該職員を認定することについて、所属庁から当該市区町村へ連絡していただくようお願いいたします^{*3}。

なお、住所地の市区町村における受給状況の把握に当たっては、職員への聞き取りや、認定請求書に当該市区町村における受給の有無や受給事由消滅届の提出状況に係る項目を追加することなどが考えられます（別紙参照）。

- ※3 特に、令和4年6月以降は、現況届の提出を省略することができるようになったことから、市区町村が二重支給を長期にわたり把握できず、多額の返還が必要となる可能性があるため、対応に遺漏のないようお願いいたします。

3. 会計年度任用職員等の非常勤職員で、採用されてから一定期間経った後に共済組合に加入する場合

常時勤務を要しない公務員であっても、一定の条件を満たした場合には、共済組合に加入することになります。当該職員が児童手当の受給資格者である場合は、採用された時点では住所地の市区町村から児童手当を受給しますが、共済組合に加入して長期給付が適用されると支給元は所属庁となるため、その時点で所属庁に対して改めて申請する必要があります。

つきましては、所属庁から新たに共済組合に加入する職員（短期給付のみが適用される職員は除く。）に対して児童手当の申請を促していただき、その上で当該職

員がこれまで住所地の市区町村から児童手当を受給していた場合には、2と同様に、認定申請の受付後、速やかに、当該職員に対して、これまでの支給元である住所地の市区町村への受給事由消滅届の提出を促していただくとともに、当該職員を認定することについて、所属庁から当該市区町村へ連絡していただくようお願いいたします。

4. 特例給付等の受給者である職員の所得が特例給付の所得上限額を超えたことにより、支給事由消滅処理を行う場合

本年6月の現況届の審査において、令和5年度（令和4年分）の所得が特例給付の所得上限額以上であったことにより、支給事由消滅処理を行った職員については、遅くとも10月支給の前の適切なタイミングで支給事由消滅通知書を発出していただくとともに、支給事由消滅処理が行われた翌年度以降の所得が特例給付の所得上限額を下回った場合には、改めて認定請求等の手続が必要になることについて、受給者へお渡しする文書例（別添2）を活用するなどにより、確実に周知いただきますようお願いいたします。

以上

(担当)

こども家庭庁成育局成育環境課

児童手当管理室 指導係

TEL 03-6861-0225

e-mail jidouteate.shidou@cfa.go.jp

児童手当についての重要なお知らせ

公務員を退職する方へ

公務員の方が退職・出向等により公務員でなくなる場合には、当月内に住所地の市区町村に新たに児童手当の支給申請を行う必要があります！

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から支給されるため、申請が遅れると、その期間分は不支給となります。公務員である児童手当受給者が退職・出向等により公務員でなくなる場合には、退職日（異動日）の当月内に住所地の市区町村へ児童手当の支給申請を行う必要があります。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の児童手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

- ※ ただし、異動日（退職日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給がされます。ご不明の点があれば、住所地の市区町村にお尋ねください。
- ※ 民間企業に勤務する場合のほか、独立行政法人（特定地方独立行政法人や、統計センター、国立公文書館等の行政執行法人を含む）、国立大学法人等の、子ども・子育て拠出金の納付義務を負う団体の職員になる場合も含みます。

児童手当についての重要なお知らせ

特例給付の所得上限額を超えた方へ

**今後、所得が特例給付の所得上限額を下回った場合には、
改めて勤務先に特例給付の支給申請等を行う必要があります！**

翌年度以降に所得が特例給付の所得上限額を下回った場合には、改めて勤務先（退職・出向等により公務員でなくなった場合には、住所地の市区町村）へ特例給付の支給申請を行う必要があります。

また、所得更正により所得が特例給付の所得上限額を下回った場合にも、速やかに勤務先にご相談ください。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の特例給付を受けられなくなりますので、ご注意ください。

（参考）特例給付の所得上限額

（単位：万円）

扶養親族等の数 （カッコ内は例）	所得額	収入額目安
0人（前年末に児童が生まれていない場合 等）	858	1071
1人（児童1人の場合 等）	896	1124
2人（児童1人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	934	1162
3人（児童2人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	972	1200
4人（児童3人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	1010	1238
5人（児童4人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下、「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいう。
扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となる。
収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額である（実際の適用は政令で定める所得額で行い、収入額は用いない）。

児童手当・特例給付 認定請求書（公務員用）

殿

提出年月日	※受付確認年月日
令和 . . .	令和 . . .

請求者	①（ふりがな） 氏名	②性別	男・女	③生年月日	明治・大正 昭和・平成	④配偶者の有無	有・無
	⑤住所 <small>（上欄と異なる場合に記入してください）</small>	電話（ ）				⑥個人番号	
⑦支払希望金融機関	名称		支店名		口座番号		口座名義
	銀行 金庫 信組 農協 漁協	支店コード （3ケタ）					

配偶者等	⑧（ふりがな） 氏名	⑩住所 <small>（⑤と異なる場合に記入してください）</small>					
	⑨職業 ア、被用者イ、公務員（勤務先： ） ウ、被用者等でない者	⑪個人番号	1月1日時点の住所（1～5月分は前年、6～12月分は本年）				

⑫児童	氏名及び個人番号	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	※児童との関係で、該当する場合に○印	※3歳未満の児童○印	※3歳以上小学校修了前の児童○印	※小学校修了後中学校修了前の児童○印
				平成 令和	同・別	平成 令和	年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母		
			平成 令和	同・別	平成 令和	年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
			平成 令和	同・別	平成 令和	年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
			平成 令和	同・別	平成 令和	年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			

⑬請求者の扶養親族等及び児童の数	人 <small>（うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数）</small>	⑭住所地の市町村における受給の有無	有・無	住所地の市町村名	認定・却下 年月日 令和 . . .	支給開始年月	令和 .	区分	児童手当 ・特例給付	手当月額	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 中学生分 円 計 円
⑮所得の状況	令和 年分所得額 円 円	⑯受給事由消滅届の提出の有無 <small>（⑭が有の場合）</small>	提出済・未提出			控除後の所得額	所得制限限度額	円	円		

※審査	令和 年分所得の合計額				控除								
	うち児童手当法施行令第3条第1項による控除 <small>（配偶所得/250円年金額等控除を有する 場合の控除額（上限100,000円））</small>				雑損控除額	医療費控除額	小規模企業共済等 掛金控除額	障害者控除額	寡婦・ひとり親・ 労働学生控除額	除人・特 障除額	除人・特 障除額	除人・特 障除額	除人・特 障除額
請求者	円	円	80,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
配偶者	円	円	80,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

注意

- 1 ⑤の欄は、住民票上の住所を記入してください。
また、請求者が、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 2 ⑧、⑨、⑩及び⑪の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 3 ⑩の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 4 ⑫の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 5 児童が海外に留学している場合は、⑫の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 6 ⑬の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 7 ⑭の欄は、請求者及び配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。以下同様です。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額（所得税法に規定する給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限り、）を有する場合は、当該所得金額の合計額から10万円を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とします。）と公的年金等所得以外の雑所得とを合算した額を給与所得の金額及び雑所得の金額の合計額として計算した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 8 ⑮の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、また〔 〕内には、このうち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。
いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 9 ⑯の欄は、この請求書を提出する時点における、住所地の市町村からの児童手当又は特例給付の受給の有無及び市町村名を記入してください。
- 10 ⑰の欄は、⑮の欄が「有」の場合に、当該市町村への受給事由消滅届の提出の有無を記入してください。
- 11 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。以下同様です。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 請求者及びその児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その者が世帯主である場合にはその旨、その者が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク 請求者及び配偶者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
ケ 「8」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。